

# 防災業務計画

株式会社ローソン  
制定日：2022年7月1日

## 目次

### 第1章 総則

- 第1条 (計画の目的)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (防災業務の基本)

### 第2章 防災体制の確立

- 第4条 (防災業務の実施体制)
- 第5条 (災害対策本部)
- 第6条 (緊急参集)

### 第3章 災害予防に関する事項

- 第7条 (店舗の施設等に関する備え)
- 第8条 (当社の施設等に関する備え)
- 第9条 (情報収集・連絡体制の整備)
- 第10条 (物資の備蓄等)
- 第11条 (防災教育・訓練の実施)
- 第12条 (物資提供に関する関係機関との連携)

### 第4章 災害応急対策に関する事項

- 第13条 (情報収集及び報告・連絡)
- 第14条 (店舗における対応)
- 第15条 (店舗等に対する支援)
- 第16条 (救援物資の提供)

### 第5章 災害復旧に関する事項

- 第17条 (災害復旧)

### 第6章 地震防災強化計画

- 第18条 (地震防災強化計画等)

### 第7章 計画の修正

- 第19条 (計画の検討及び修正)
- 付則

## 第1章 総則

### 第1条（計画の目的）

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝法」という。）に基づき、株式会社ローソン（以下「当社」という。）における防災に関する体制及びとるべき措置等を定めることにより、当社の円滑かつ適切な災害対策の実施に資することを目的とする。

### 第2条（基本方針）

当社は、災害の発生に際し、加盟店及び関係会社等と協調し、人命を最優先として被害の防止及び最小化を図るとともに、ローソン店舗の営業の継続及び被災者への救援物資の提供により地域社会への貢献を図るなど、災害対策基本法その他の関係法令に従い、指定公共機関としての役割を果たし、防災に寄与するよう努める。

### 第3条（防災業務の基本）

当社は、本計画及び防災に関する社内規程等（以下「関係規程等」という。）に従い、防災体制を確立し、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の防災業務を実施するものとし、その実施に当たっては、従事する従業員等の安全の確保に十分配慮するとともに、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関（以下「関係機関」という。）との連携の確保及び当社の防災業務に関する情報の迅速な広報に努める。

## 第2章 防災体制の確立

### 第4条（防災業務の実施体制）

当社は、平素から、災害に備え防災業務を的確に実施するための体制の構築に努め、災害発生時においては、災害の規模等に応じ次条の災害対策本部を設置するなどして災害応急対策等にあたる。

### 第5条（災害対策本部）

1. 当社は、当社又はローソン店舗に被害が及ぶ大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがあるときは、関係規程等に定める基準に従い、速やかに本社災害対策本部、エリア災害対策本部又は現地災害対策本部（以下、これらを併せて「災害対策本

- 部」という。)を設置する。
2. 災害対策本部を設置するときは、設置の事実及び場所を社内に通知し、あらかじめ指名した災害対策に従事する従業員（以下「災害対策メンバー」という。）を召集する（インターネット回線を通じた災害対策本部業務への参加要請を含む。）。
  3. 災害対策本部は、災害対策本部長の指揮の下に、参集した災害対策メンバーに情報収集管理、人的支援、後方支援、建設施設対策、店舗運営対策、コミュニケーション、社会貢献等の担当を割り当て、当社が実施する災害対策を統括するものとする。

#### 第6条（緊急参集）

1. 災害対策メンバーその他の災害対策に従事する従業員は、関係規程等に定める基準に従い、当社又はローソン店舗に被害が及ぶ災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、前条第2項の召集の有無にかかわらず、速やかにあらかじめ定められた場所である本社、地区事務所等に参集するものとする。
2. 災害対策メンバーについては、災害による交通の途絶、災害対策メンバー又はその家族の被災等により参集が困難となる場合も想定し、あらかじめ代行者を定めるとともに、災害が長期に及んだ場合に備えて交代要員を確保するなど、事態の状況に応じた体制を確保する。
3. 災害対策メンバーは、災害による交通の途絶等の事態を想定し、複数の参集経路、移動方法等をあらかじめ確認しておくものとする。

### 第3章 災害予防に関する事項

#### 第7条（店舗の施設等に関する備え）

1. ローソン店舗においては、平素から、施設・設備について点検し、災害に備えた以下の措置を実施するよう努めるものとする。
  - (1) 消火器等の消防用設備、防災器具等の確認・点検
  - (2) 必要に応じ、外壁、看板、窓ガラス、照明器具等の落下・破損防止措置
  - (3) 避難場所及び避難経路の確認・点検その他必要な措置
2. 当社は、ローソン店舗における前項の措置を支援するほか、店舗施設の老朽化、器具の劣化等の状況を調査し、必要に応じ改修・修理すること、災害発生時に浸水の可能性がある店舗を把握して土嚢等の手配をすることなど、災害発生時における店舗の被害を防止し又は最小化するための措置を講じる。

#### 第8条（当社の施設等に関する備え）

当社は、当社の施設（本社、地区事務所等）が大規模災害等の発生時においても当社

の災害応急対策等の中核拠点としての機能を発揮することができるよう、以下の措置を講じる。

- (1) 災害対策資機材その他の災害用常備品の整備・管理
- (2) 非常用電源の確保
- (3) 上記のほか、当社の施設が入居するビルの管理者等とも連携し、当社の施設の防災機能の向上を図るための措置

#### 第9条（情報収集・連絡体制の整備）

当社は、災害発生時における必要な情報の収集・集約、社内等における指示・報告等の連絡を的確に行うことができるよう、以下のとおり、情報収集・連絡体制を整備する。

- (1) 災害発生時における社内等の連絡網、災害に関する警報又は避難指示等の伝達及び必要な報告・連絡の手順・方法等を整備し、社内等に周知する。  
なお、これらの整備に当たっては、連絡ルートの多重化、連絡に当たるべき従業員等が被災した場合等に備えた代行者の指定等により、夜間・休日、通常との連絡に障害が生じた場合等でも確実な連絡が行われるよう配慮するものとする。
- (2) 災害発生時に確実な連絡を行うための通信体制を整備するとともに、通信設備の点検を定期的実施する。  
なお、その整備に当たっては、通常時の通信手段が被災により使用できない事態を想定し、通信手段の多重化等に努めるものとする。
- (3) 災害情報地図システムをはじめ、災害関連情報や従業員の安否等に関する情報の迅速・的確な収集・集約に資するシステムを整備する。

#### 第10条（物資の備蓄等）

1. 当社は、関係規程等の定めに従い、備蓄する品目及び量、保管場所等を定めて、食料等必要な物資を備蓄するとともに、消費期限等を踏まえた計画に基づき順次入れ替えを行い適切に管理するなど、災害に備えた物資の備蓄を行う。  
これら災害用備蓄品については、防災訓練等の機会を通じ、その所在、備蓄の趣旨・目的等について社内に周知する。
2. 当社は、災害が長期に及んだ場合においても防災業務を的確に実施することができるよう、関係会社等と連携し、必要な物資及び資材を調達するための体制の整備に努める。

#### 第11条（防災教育・訓練の実施）

1. 当社は、災害への平素の備えや災害発生時の社内及びローソン店舗における対応

等についてマニュアルを整備し、その内容を周知するとともに、社内及びローソン店舗における研修・訓練等により従業員等の防災意識の啓発を行う。

2. 当社は、従業員等が災害発生時に必要な報告・連絡や各種災害対策を迅速・的確に実施することができるよう、実践的な防災訓練を計画的に実施するとともに、関係機関が実施する総合防災訓練等にも参加するよう努める。

#### 第12条（物資提供に関する関係機関との連携）

当社は、災害発生時における救援物資の提供を円滑に実施することができるよう、平素から関係会社等と連携して物資供給体制を整備するとともに、災害協定の締結等関係機関との協力・連携体制の構築に努める。

### 第4章 災害応急対策に関する事項

#### 第13条（情報収集及び報告・連絡）

1. 当社は、災害発生時には、従業員等の安否、当社の施設及びローソン店舗等の被災状況、当社における防災業務の実施状況、商品及び救援物資の配送状況等に関する情報を迅速に収集し、必要に応じ、災害対策本部においてこれらの情報を集約して、関係省庁等への報告及び広報を速やかに行う。
2. 災害対策本部においては、災害に関する警報又は避難指示等を速やかに伝達するほか、災害の状況や防災業務の実施に当たり必要な安全情報等の情報を収集・分析し的確に連絡することにより、社内等における情報共有を図る。
3. 前2項の情報収集及び報告・連絡を的確に行うため、災害発生時には、直ちに各種通信設備の機能確認を行い、必要な通信手段を確保するほか、通信設備に障害が生じた場合には、関係機関等に障害の状況を速やかに連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

#### 第14条（店舗における対応）

ローソン店舗においては、災害の発生に際し、関係機関の避難指示等に従い避難誘導を行うなど、お客様及び従業員等の人命を最優先とし、被害の防止及び最小化を図るための安全確保措置の実施に努めるものとする。

#### 第15条（店舗等に対する支援）

1. 当社は、ローソン店舗が被災した場合には、従業員の派遣、商品の安定供給の確保等により、店舗の営業の継続及び速やかな再開を支援する。
2. 災害対策本部においては、必要に応じ、緊急応援隊を編成し、被災した店舗又は事務所等に業務支援のための人員を派遣する。

#### 第16条（救援物資の提供）

当社は、災害発生時には、被災地における被害状況や物資支援の必要性等に関する情報収集に努め、関係機関から必要な物資の供給について要請があったときは、当社における物資供給・調達体制の状況等を勘案しつつ、可能な限りこれに協力するほか、要請がない場合でも、災害対策本部において必要と認めたときは、救援物資の提供を行う。なお、救援物資の提供に当たっては、以下の点に配慮する。

- （1）災害情報地図システム等により得られる気象状況等に関する情報及び関係機関から提供される安全情報等に基づき、必要な注意を促し、状況に応じた安全措置を講じるなど、業務に従事する従業員等に危険が及ぶことのないよう安全確保に努めること。
- （2）物資の提供に係る関係施設の状況を継続的に確認し、物資の適切な配送を維持するための必要な措置を講じること。
- （3）救援物資の提供に支障が生じたときは、必要に応じ、関係機関に状況を連絡するほか、関係会社等と連携して、提供を継続するための代替手段の確保に努めること。

### 第5章 災害復旧に関する事項

#### 第17条（災害復旧）

1. 当社は、災害応急対策の進捗状況等を踏まえ、安全確保に配慮しつつ、当社及びローソン店舗の施設・設備について速やかに緊急点検を実施し、被害状況等を改めて把握した上で、必要に応じ、復旧計画を策定し、災害復旧を迅速に実施する。  
災害復旧の実施状況は、必要に応じ、関係省庁等に報告する。
2. 災害復旧を実施するに当たり、人員、車両又は資材等の不足等により迅速・的確な措置を講じることが困難なときは、関係機関等に対し、人員、車両又は資材等の提供、技術的助言、その他災害復旧のために必要な支援を求めるものとする。

### 第6章 地震防災強化計画

#### 第18条（地震防災強化計画等）

大震法第6条第1項の規定に基づく「地震防災強化計画」並びに南海トラフ法第5条第1項及び日本海溝法第6条第1項の規定に基づく「推進計画」については、前条までの規定によるほか、以下のとおりとする。

- （1）南海トラフ地震臨時情報その他の大規模地震に関する予知情報、注意情報、警戒宣言等が発せられたことを認知したときは、社内及び関係するローソン店舗

に迅速かつ正確に伝達するものとする。

- (2) 南海トラフ法第10条第1項の規定に基づき指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域その他の大規模地震等により津波が発生する危険性があると認められる地域に所在する当社の施設及びローソン店舗においては、津波発生時の避難場所及び避難経路をあらかじめ確認し、従業員及びお客様等に必要な情報提供ができるようにしておくものとする。

## 第7章 計画の修正

### 第19条（計画の検討及び修正）

1. 本計画については、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。
2. 前項の規定に基づき修正を行ったときは、経済産業大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その内容を当社のホームページ等において公表する。

### 付則

1. 本計画は、2018年6月25日より実施する。

#### 制定日

2018年	6月25日	新規制定
2022年	7月1日	経済環境や情勢の変化等を踏まえた一部修正